

## 第1章 計画策定の背景と経緯

「人権」とは、生存と自由を確保し、幸福を追求する、すべての人が生まれながらにもっている権利のことです。「世界人権宣言」の第一条では、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」とうたわれています。また、「日本国憲法」の第三章では、憲法上において保護される権利について述べられています。特に第十一条には「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる」とあり、続く第十二条では自由権について、第十三条では幸福追求権について記されており、法の下で人権保障の基本原則を定めています。

これらの宣言や憲法を基本理念として、本市では、平成 14 (2002) 年に「松原市人権尊重のまちづくり条例」を制定しました。また、平成 17 (2005) 年 3 月には、その理念を具体化し、「市民一人ひとりが、かけがえのない存在として尊重され、誰もがその個性や能力をいかして共に暮らすことができる、人権文化が生活のあらゆる場面で豊かに息づくまち」の実現を目標に、「松原市人権施策基本方針」を制定しました。平成 19 (2007) 年には「松原市人権施策行動計画」を策定し、平成 24 (2012) 年と平成 29 (2017) 年に改定を行い、この計画をもとに、すべての市民について人権が尊重され、お互いに信頼しあい、明るく住みよい松原を築くために、さまざまな施策に取り組んでいます。毎年、全庁的な取り組みとして、「ひゅーまんフェスタ」事業を実施しています。人権意識の高揚を目的とし、9 月から 12 月の「人権週間」までの 3 か月間、さまざまな人権課題についての取り組みを推進しています。

令和 2 (2020) 年には、東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を控えています。また令和 7 (2025) 年には、万国博覧会が開催されます。民族や国籍、障害の有無などといった多種多様な「ちがい」を認めて、互いに支え合う社会の実現をめざすことが、より一層重要となります。そして、これらの大会や博覧会は、人権や多様性社会を考えるきっかけとなり、引き続き、人権課題へ積極的に取り組む社会になることが求められています。本市は、各人が持つさまざまな違いを認め合う心を継続的に育み、未来につなげていくためのまちづくりを推進します。



## 人権に関する国際的な動き

昭和23（1948）年、第3回国際連合総会にて、「世界人権宣言」が採択されました。全30条からなるこの宣言は、すべての人民とすべての国が達成すべき共通の基準として作成し、人権の歴史において重要な地位を占めています。

平成6（1994）年に行われた第49回国際連合総会では、平成7（1995）年から平成16（2004）年までを「人権教育のための国連10年」とすることを決議し、各国に国内行動計画の策定を求めるなど、世界規模での活動を展開しました。平成17（2005）年以降は、「人権教育のための世界計画」として引き継ぎ、数年おきに行動計画を策定しています。平成27（2015）年から令和元（2019）年の第3段階では、第1段階の初等中等教育と、第2段階の高等教育と教育者・公務員・法執行者・軍隊への人権教育の実施を強化するとともに、メディア専門家・ジャーナリストへの人権研修の促進をテーマとしています。

また、平成27（2015）年には、ニューヨーク国連本部で開催した「国連持続可能な開発サミット」において、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」を採択しました。そして、行動計画の宣言目標として掲げたのが、「人が生きること」に関連し、人権尊重の考えがベースにある「持続可能な開発目標（SDGs）」です。地球上の誰一人として取り残さないことを誓ったこの国際目標は、「ジェンダー平等を実現しよう」「人や国の不平等をなくそう」などの17のゴールと169のターゲットから構成されており、現在、世界各地でSDGsに関する啓発や取り組みが積極的に行われています。

平成30（2018）年、「世界人権宣言」は国際連合で採択されてから70周年を迎えました。宣言が採択された12月10日は「国際人権デー」と定められ、加盟国などに人権啓発の行事を実施するように呼びかけています。世界人権宣言の重要性や意義をさらに深めるとともに、人権の保障の充実・強化を図り、21世紀が真の「人権の世紀」と呼ばれるにふさわしい時代になるよう、世界中で取り組みが進んでいます。



## 人権に関する国の取り組み

国内では、国際連合で採択された「国際人権規約」をはじめとする人権関係諸条約を締結し、その趣旨に基づいて国内法を整備するなど、国際社会の一員としての役割を果たすとともに、「日本国憲法」や「教育基本法」に基づき、世界平和と人類の福祉の実現に向けた人権意識の高揚を図る取り組みを推進してきました。

平成6（1994）年の国際連合総会において決議された「人権教育のための国連10年」を受け、日本では、平成9（1997）年に『人権教育のための国連10年』に関する国内行動計画」を策定し、人権教育の積極的な推進を図りました。また、平成12（2000）年には「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（人権教育・啓発推進法）」を施行し、一人ひとりの人権が尊重される社会を実現するための教育や啓発を推進しています。

近年では、平成27（2015）年施行の「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」や、平成30（2018）年施行の「政治分野における男女共同参画推進法」など、女性の職業生活における活躍も促進しています。平成28（2016）年には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」、「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消法）」の「差別解消三法」と呼ばれる法律を施行し、平成31（2019）年には「アイヌ民族支援法」と「強制不妊救済法」が成立するなど、個別の人権課題における法整備が徐々に進んでいます。

さらに、性的マイノリティの人が「互いの人生において、互いに協力して継続的に生活を共にすること」を誓う「パートナーシップ宣誓制度」を開始する市区町村が少しずつ増えてきています。令和元（2019）年には、都道府県では初めて、茨城県がこの制度を施行しました。他にも「持続可能な開発目標（SDGs）」を広める活動を行うなど、すべての人が安心・安全に暮らせる社会の実現に向けたさまざまな取り組みが進められています。



## 人権に関する大阪府の取り組み

平成10（1998）年、大阪府は「大阪府人権尊重の社会づくり条例」を制定しました。人権尊重の大切さを示し、人権施策を進める枠組みを作り、すべての人の人権が尊重される社会を目標としたこの条例を具体化するために、平成13（2001）年には「大阪府人権施策推進基本方針」を策定しました。この基本方針では、「差別のない社会の実現」と「豊かな人権文化の創造」を基本理念として掲げ、すべての行政分野において、総合的な施策の推進に努めることを定めています。

この基本方針に沿って、人権意識の高揚を図る施策を総合的に推進するために、平成17（2005）年には、「大阪府人権教育推進計画」を策定しました。この計画は「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（人権教育・啓発推進法）」の趣旨に沿った、大阪府の人権教育・人権啓発に関する施策の基本計画の性格も併せ持っています。

「持続可能な開発目標（SDGs）」に関しては、大阪府においても「大阪府SDGs推進本部」を平成30（2018）年に設置し、推進を図り、SDGs先進都市をめざしています。「大阪がめざすSDGs先進都市の姿」を明確化するとともに、各市町村などと共有することで取り組みも始まります。

また、平成27（2015）年には、差別解消についての理解を深める狙いから「差別のない社会づくりのためのガイドライン」を策定しました。差別の未然防止や個別事案の適切な解決を目的とし、掲載されているさまざまな判例や人権侵犯事件を、大阪府のホームページから閲覧・ダウンロードして活用できる仕様となっています。知識の一方的な伝達だけではなく、心の動きを受け止め、身体を使いながら、解決を進める態度やスキル（技能）を身につける学びの場として、参加・体験型学習（ワークショップ）実施のための、人権教育教材の紹介もしています。

大阪府は、有効的な啓発や対処を行うためにも、これらのガイドラインや人権教育教材の紹介を活用しつつ、さまざまな人権課題に取り組んでいます。

さらに、人権課題が複雑多様化している中、増加する来阪外国人旅行者や外国人労働者の受け入れを見据えた国際都市にふさわしい環境を整備していくため、令和元（2019）年に「大阪府人権尊重の社会づくり条例」の一部改正、「大阪府性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例」及び「大阪府人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の推進に関する条例」が制定されました。

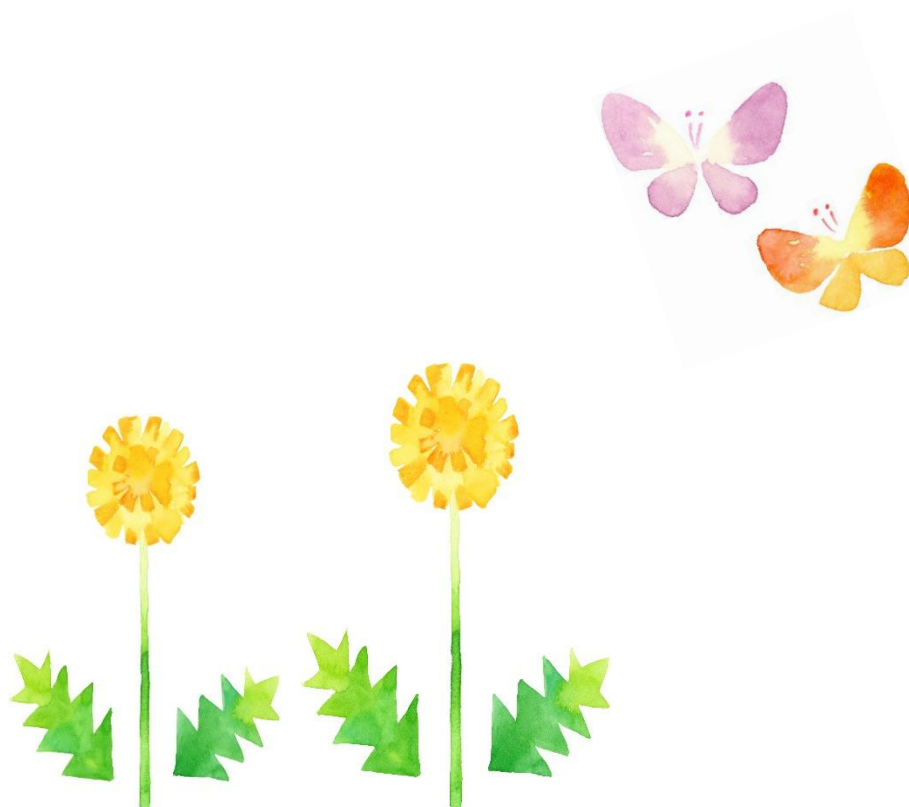
## 第2章 計画策定にあたって

### 1 計画策定の目的と位置づけ

本計画は、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第五条の規定に基づき策定することから、あらゆる人権侵害をなくすための責務を明らかにし、人権意識の高揚を図りながら、人権尊重のまちづくりの実現に寄与することを目的とします。

本市では、これまでも「松原市人権尊重のまちづくり審議会」において、社会情勢の変化等を鑑み、本計画を見直しながら、「人権尊重のまち・松原市」の実現に向けて取り組みを進めてきました。

今後もさらに「松原市人権尊重のまちづくり条例」や、「松原市人権施策基本方針」に基づき、人と人が豊かにつながり、支え合うまちづくりを進めていくために、家庭、地域、学校、職場等における人権教育の充実及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図っていきます。



## 2 計画の基本理念

私たちの人権は、すべての人に平等に保障されています。地域社会の中で、他者とのつながりを重んじ、平和で豊かな社会生活を送るためには、一人ひとりがお互いの違いを認めあい、人権課題を正しく理解することが必要です。

市民一人ひとりが、人権を大切にできる豊かな感性を身につけ、偏見を払拭することで、高い人権意識を通して、喜びと生きがいを実感できる社会が実現されると考えます。

### 松原市人権施策基本方針に基づく人権施策の基本的な考え方

- 市民一人ひとりが、かけがえのない存在として尊重される松原市
- 誰もがその個性や能力を活かして、共に暮らすことができる松原市
- 人権文化が生活のあらゆる場面で豊かに息づく松原市



### ○ 人権施策の基本的な5つの視点

- 【1】 お互いの違いを認め合い、尊重しあう
- 【2】 人権・命・心を大切にし、安心して安全なまちづくりを行う
- 【3】 多様性を認めあう、多文化共生の地域社会をめざす
- 【4】 人権擁護に努め、個人情報を適切に取り扱う
- 【5】 人権に関する法律や条約等を理解し、正しく情報を発信する



### 3 計画の実施期間

本計画は、令和2（2020）年度から令和6（2024）年度までの5年間とします。

### 4 計画策定の経緯

日 程	内 容
平成14（2002）年1月	松原市人権尊重のまちづくり条例
平成17（2005）年3月	松原市人権施策基本方針
平成18（2006）年度	人権に関する1,000人アンケート調査
平成19（2007）年1月	松原市人権施策行動計画
平成22（2010）年度	松原市人権施策進捗状況調査
平成24（2012）年度	人権に関する1,000人アンケート調査
平成24（2012）年3月	松原市人権施策行動計画（改定）
平成28（2016）年度	人権に関する1,000人アンケート調査
平成29（2017）年3月	松原市人権施策行動計画（一部改定）

### 5 「松原市第5次総合計画」

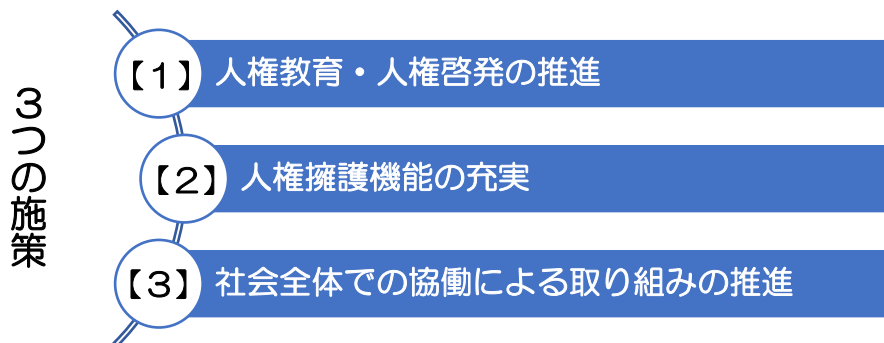
（平成31（2019）年～令和8（2026）年）

本市では、さらなる安心・安全の推進やまちの活力を維持・向上させ、人が輝き、誰もが「暮らしたい」と思える魅力あるまちとなるよう、本市の将来像とそれを実現するまちづくりの方向性を明らかにした松原市第5次総合計画を策定しています。

将来都市像として《みんなでつくる 未来へつなげるまち まつばら》を描き、「安心・安全で活力を生み出すまちづくり」、「人を育て、人が輝くまちづくり」、「魅力を発信し、市民と共に進めるまちづくり」の3つの柱を掲げ、計画を進めています。

その中で、多様化する人権問題においては、柱の1つ「人を育て、人が輝くまちづくり」の基本方針の枠組みで、人権・共生意識の向上により、誰もが認め合う地域をつくるため、人権教育・啓発と人権擁護機能の充実を図っていきます。

## 第3章 重点的に取り組む人権施策の推進



### 【1】 人権教育・人権啓発の推進

本市における人権教育・人権啓発は、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」（平成12（2000）年施行）と、本市の教育委員会で策定した「人権教育基本方針」や「人権教育推進プラン」に基づき、以下の3つの柱に沿って進めます。

#### ① あらゆる場面や機会において啓発を進める

人権教育・人権啓発は、家庭・地域・学校・園・職場など、あらゆる場面や機会を捉えて推進することで、一人ひとりの人権意識を育むことができます。そのためにも、教育委員会と協力し、人権問題を捉える感性や人権を重視する姿勢を培います。

#### ② あらゆる成長段階で効果的に行う

幼少期から「生命の尊さや人間として基本的に守るべきルールを醸成する」「豊かな情操や志を育む」「お互いを大切にできる態度と人格の育成をめざす」ことが、その後の成長に応じた人権教育に大きな役割を果たすと考えられます。また、生涯にわたって人権教育に取り組むことで、尊敬・公平・反偏見といった「人権力」を育むことができます。その「人権力」を身につける手段として、各成長段階における効果的な人権教育・人権啓発を推進します。

#### ③ 知識習得型から実践的な学習の拡充

人権に関する学習を効果的なものとするために、知識習得型学習と併せて、態度や行動につながる実践的学習（参加体験型学習等）を拡充していきます。

人権問題の正しい理解と、他者との交流を通して培うことができる人権感覚を養い、さらなる「人権力」の向上に努めます。



## ○ 家庭・地域における人権教育・啓発の推進

生活の基礎的単位である家庭や地域社会は、生涯にわたり豊かな人権感覚を養うための重要な役割を持っています。また、対人関係や集団活動を支えるにあたっては、自分や他者の人権を大切にする自尊感情や、自己肯定感、また他者への理解が大切です。

講座やセミナー等を積極的に実施し、正しい情報を発信することにより、家庭や地域における人権意識のさらなる向上が望めます。

また、子どもの意見や主体性を尊重する意識を高めるとともに、虐待等の子どもの人権侵害の未然防止と早期発見・早期対応の体制整備も進めていきます。

### 取り組みの方向性

- さまざまな人権問題について主体的に捉え、正しい理解と認識を深めるための学習機会（参加型学習等）の充実を図ります。
- 児童虐待、DV等、家庭における人権問題についても、社会問題として捉え、学習・啓発の機会を充実します。
- 家庭や地域で活用できる啓発冊子の充実を図ります。
- 関係各機関や地域、NPO等との連携のもと、人権教育・人権啓発を効果的に進めます。
- 日常生活で読み書きの困難な市民の方への講座等を実施し、学習を通じた社会参加を支援します。
- 各人権課題への取り組みを進める自主的な学習グループを支援します。
- 社会教育関係団体が人権の視点を持って団体活動を展開し、人権課題の解決に向けた学習活動に取り組めるよう、指導者研修の充実と活動を担う指導者の養成を行います。
- 学校・家庭・地域社会の協働による教育コミュニティづくりを推進します。



## ○ 学校等における人権教育・啓発の推進

人格形成に大きな影響のある学齢期において、人権尊重を重んじる教育を行うことは、大変重要であると考えられます。また、体罰やいじめ等、子どもに対する人権侵害を起こさない指導力も不可欠となります。

本市教育委員会の「人権教育基本方針」や「人権教育推進プラン」に沿って、教育委員会や学校現場、松原市人権教育研究会と連携して取り組みます。

また、市政出前講座等を活用し、子どもたちへの人権教育（保育）を充実していくことで学校職員や児童・生徒の人権意識の高揚を図ることができます。

さらに、いじめや体罰等の未然防止と早期発見・早期対応の体制を整備するとともに、人権侵害をしない・させない意識を高める指導の充実が求められます。

### 取り組みの方向性

- 人権教育の積極的な推進を図ります。人権教育をすべての学校教育活動の根幹に据え、各発達段階を踏まえて作成した「人権学習プログラム」や「教育事例集」を有効に活用します。
- 教職員自身が豊かな人権感覚を持つように教職員研修の充実を図ります。
- 人権教育を進めるための学校運営体制や研究体制の整備と計画的な推進に努めます。
- 開かれた学校づくりと地域のネットワークを築きます。  
「松原市中学校区いきいき事業」による中学校区フェスタ等を実施し、「ひと」「もの（施設）」「情報」が交わり、学校教育と社会教育の豊かな連携による取り組みを推進します。



## ○ 職場における人権教育・啓発の推進

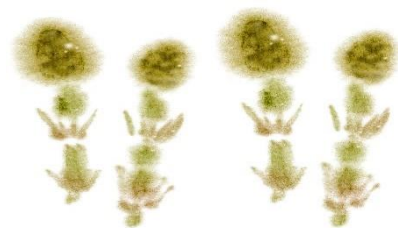
安心・安全に働くことは、一人の人間として経済的にも精神的にも自立し、充実した人生を送るための基本的な権利の一つです。また、企業等の事業所は、事業活動や職場生活全般において、人権尊重の視点に立つ必要があります。一人ひとりの人権意識の高揚を図るとともに、職場におけるパワー・ハラスメントはもとより、職場内の仲間はずれやいじめ等があってははいけません。

また、結婚や出産の際に女性が仕事を続けにくい社会環境、職場における差別待遇、採用時の身元調査等の問題がない職場環境をめざす必要があります。

職場における人権研修や教育機会を設け、意識の向上を図るとともに、雇用や就労の場における均等な機会と待遇の確保を推進し、働き続けられる体制を整えていくことが重要です。

### 取り組みの方向性

- ・ 公平な採用の実施に向け、事業主や雇用者に人権啓発研修を実施します。
- ・ 企業・社会福祉事務所・医療機関を対象とした人権教育や人権啓発を実施します。
- ・ 企業・社会福祉事務所・医療機関の自主的な学習への支援を行います。
- ・ 企業等からの人権教育や人権啓発に関する相談に対応します。また、適切な情報提供や指導者の派遣、学習プログラムを提供します。
- ・ 障害者や高齢者等、就職困難者の就職、就労を支援します。
- ・ 関係各機関との連携を図り、人権教育・人権啓発を効果的に進めます。



## 【2】人権擁護機能の充実

インターネットの普及により、多くの人々が豊かな社会生活を享受することができるようになっています。しかし、一方発信者の秘匿性を悪用し、ホームページの掲示板やSNSでの基本的人権を侵害する書き込みや、個人情報を暴き立てる行為など、人権侵害や差別が多発しています。

市行政の業務の遂行に当たっては、多くの個人情報が収集、利用、管理されており、職員一人ひとりが個人情報保護の重要性を認識し、職務にあたらなければなりません。

今後は、個人情報保護の体制強化と、プライバシーや名誉に関する理解を深めるための啓発活動を引き続き推進していくとともに、インターネットやプライバシーの問題に対する相談窓口や支援体制を充実させ、相談窓口や支援制度の情報の周知徹底を図ることが大切となります。

さらに、相談員等の資質向上や各種相談に関する情報提供や、当事者だけでなく、支援者や援助者へのサポート体制づくりが必要です。

### 1. 人権相談体制の整備と拡充

人権に関する困りごとや悩みがある時、誰もが安心して相談することができる人権相談体制の充実を行います。複雑で多様化する人権課題の解決や保護のために、助言等を行い、適切な専門機関へつなぎます。また、当事者支援だけでなく、相談員などの支援者や当事者を抱える家族などの援助者に対してもサポートに努めます。

#### 取り組みの方向性

- 内容に応じて相談先がわかるような周知を図り、適切な支援が受けられるよう専門機関の紹介など、人権を救済、保護するために必要な情報提供の充実を図ります。
- 相談員の資質向上に向けた講習会等へ積極的に参加をし、相談体制の充実を図ります。
- 外国語や手話通訳等、相談者が必要とする言語での対応の充実に努めます。
- 当事者だけでなく、支援者や援助者も包括するようなサポート体制を組んでいきます。

## 2. 人権擁護・システムの構築

社会が複雑化・多様化する中、各人権課題を横断する事業に対して、迅速・的確に対応するため、相談者の人権擁護・システムの構築を図ります。

### 取り組みの方向性

- ・ 市民の人権意識向上の促進を図るため、明確な取り組み目標を設定し、講座やイベントの実施を行います。
- ・ 地域で、安心して生活できるよう人権相談の普及と充実を図ります。
- ・ 特に、DV被害や児童虐待などの課題については、国や府、その他の関係機関との連携強化を図り、適切な支援につなげる協力体制を構築します。

## 【3】社会全体での協働による取り組みの推進

### 1. 庁内体制の推進

さまざまな人権問題に対応するにあたっては、人権部局だけでなくすべての職員が人権について認識を深めることが必要です。そして、すべての人の基本的人権を確立・保障するという自治体の存在意義を理解し、全庁的、横断的な施策を推進します。

### 取り組みの方向性

- ・ 「松原市人権啓発推進会議」等、人権教育・人権啓発に関する全庁的、あるいは各課を横断したネットワークの構築と充実を図ります。
- ・ 職員の資質向上を図るため、あらゆる機会を捉えて、人権啓発に努めるとともに、日常生活において人権を尊重することができるよう、人権感覚の向上を促進します。
- ・ 市民・企業・社会福祉事業所・医療機関・NPO・地域などとの連携や、協働を支える仕組みづくりを図ります。



## 2. 市民・企業・NPO・地域等との連携・協働の推進

市民・企業・社会福祉事業所・医療機関・NPO・地域・行政と相互に連携・協働することで、人権意識を高める取り組みを推進します。

### 取り組みの方向性

- ・ 人権尊重のまちづくりを進めるために、市民・企業・社会福祉事業所・医療機関・NPO・地域・行政が、互いの特徴を理解し、それぞれ役割を担いながら、協働で取り組むシステムづくりを進めます。
- ・ 市民・企業・社会福祉事業所・医療機関・NPO・地域・行政が、建設的で良好なコミュニケーションをとりながら人権尊重のまちづくりを進めることができるよう、学習機会の提供に努めます。
- ・ 市民・企業・社会福祉事業所・医療機関・NPO・地域・行政における人権教育・人権啓発の推進を支援します。
- ・ 高齢の方や障害のある人、また子育て家庭など、生活や福祉、健康・医療に関するさまざまな課題を抱える人の悩みや困りごとの相談に応じ、解決に向けての相談や支援を行うコミュニティソーシャルワーカー（CSW）を市内2ヶ所（社会福祉協議会・人権交流センター内「ぬくもり相談室」）に配置しています。

## 3. 多文化共生社会の実現

多文化共生とは、「国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと」（総務省 多文化共生に関する研究会報告書2018）です。

松原市にはさまざまな人が暮らしており、お互いの異なる考え方や生き方を認めあうことで、みんなが安心して住みやすい松原市を作ります。

また、地域の現状や課題を把握した上で、何を優先させるのかを市民の方々の参画で選択していかなければなりません。市民と共に知恵を出しあい、それぞれが持つ文化や価値観、個性の違いを認めあい、多様性を尊重しながら生活することができる社会が求められています。

お互いがそれぞれの価値観・個性を尊重できるまちをめざすために、社会全体で取り組みを推進していきます。



## 第4章 重要課題と取り組みの方向性

### 1 同和問題（部落差別）

#### 現状と課題

同和問題（部落差別）は、わが国の歴史の中で形成された、わが国固有の人権問題です。本市では、「同和対策事業特別措置法」をはじめとする特別措置法に基づいて、各種対策事業に取り組み、地域住民の生活環境の改善や教育文化の向上など、着実に成果を上げてきました。

また、日本国憲法は、「基本的人権の尊重」を重要な柱としているため、「特別措置法」が終了した後は、一般施策による的確な視点を持って同和問題の早期解決をめざし、同和地区と周辺地区が一体となったまちづくりを推進することで、地域環境や事業の必要性を的確に把握することに努め、主体的に施策を実施していかなければなりません。

しかし、2018年度実施の市民アンケート調査によると、「同和地区に対する差別があると思いますか」という問いに対し「そう思う・まあそう思う」と答えた人が32.1%もあり、今なお深刻な差別の実態が残っています。

また現在でも、戸籍等の不正取得による身元調査や、同和地区出身という理由で結婚等を断られるといったことや就職試験で本人の能力や適性に関係のない質問をするといった事象のほか、インターネット上で同和地区の所在地の公表や、個人情報が無断で公開される等、広範囲に拡散されるといった悪質な差別事象が起きています。

さらに、同和問題を口実にして、企業や官公庁などに対して不当な要求を行う「えせ同和行為」は、同和問題に関する誤った意識を植えつける大きな原因になっています。

国は、平成28（2016）年12月に、「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）」を施行し、現在も部落差別が存在すると明記しています。同法の趣旨を踏まえ、部落差別のない社会を実現していくために、今なお部落差別が解消するには至っていないという現実を真摯に受け止め、国や府とも連携をしながら、相談体制の充実や教育・啓発に取り組んでいかなければなりません。



## 松原市の取り組み

### ○ 更池識字学校・“で愛”教室

部落差別や戦争、貧困により学校へ通えず文字を奪われてきた人たちが、自ら文字を取り戻そうとする活動があります。松原市では昭和44（1969）年、学習の場として「更池識字学校」が始まり、令和元（2019）年で50周年を迎えました。現在では、外国籍住民も一緒に、文字の習得や日常生活に必要な計算、パソコンなどのIT機器を使った学習など、今日の社会生活で役立つ技術を身につける場となっています。

また、平成2（1990）年の「国際識字年」をきっかけに、平成3（1991）年には、公民館の仲間づくり活動の一環として“で愛”教室が始まりました。この教室では文字の読み書きに困っている人や、外国籍住民が、同じ教材を使って共に識字を学んでいます。

### ○ 啓発絵本『みんなに伝えたい』の作成・配布

平成17（2005）年に、「識字」をテーマにした絵本『みんなに伝えたい』を作成しました。この文章は、更池識字学校へ通う人が自らの体験や思いを執筆した作品であり、第26回部落解放文学賞を受賞しました。その受賞した部分を抜粋して絵本にし、配布を行っています。

### ○ 総合相談事業、人権相談事業

はーとビュー（人権交流センター）において、さまざまな悩みや問題解決の支援を行うため、4つの分野（人権・就労・進路・総合生活相談）に分け、相談窓口を設けています。また、市内公民館における巡回相談を実施しています。

市役所においては、人権擁護委員による人権相談を実施しています。


### ○ 人権市民セミナー

本市では毎年、同和問題についての連続講座を実施しています。

同和問題の解決に向けて、正しい知識と理解、人権意識の高揚が不可欠であることから、参加型で交流を深める形式で実施しています。

## ○ 職員研修の開催

市の職員として、同和問題の正しい知識と理解を習得することを目的に研修を実施しています。研修を通して、基本的人権の尊重や部落差別を許さないという意識を深める機会としています。



## 今後の方向性

憲法を基本理念として、「松原市人権尊重のまちづくり条例」、「松原市人権施策基本方針」、「松原市人権施策行動計画」に基づき、同和問題に関する差別意識の解消に向けて、「部落差別解消推進法」の趣旨を広く市民に周知するとともに、同和問題に対する正しい認識と理解を深めるため、学校教育・社会教育において人権教育として同和問題に関する学習を推進します。

同和問題の早期解決に向け、啓発冊子やチラシ・ポスターの掲示・配布、セミナーの実施などの啓発事業や人権相談事業に取り組み、一人ひとりの人権が尊重される社会の実現をめざします。

はーとビュー（人権交流センター）については、人権意識を高めるための学習や地域交流活動の場として、積極的な活用を図ります。

さらに、部落差別解消法では、部落差別の実態に係る調査は、地方公共団体の協力を得て国が行うと規定されており、本市においても同和問題をはじめ、人権全般の課題解決に向けて、国や府と連携して取り組んでいきます。



## 国・大阪府の取り組み

### 「同和対策審議会の答申」

昭和 40（1965）年に答申。同和問題を居住権や教育権などの基本的人権が保障されていない問題であると示しました。この答申を受けて、財政上の特別措置を講じるための法律が定められました。

### 「大阪部落差別事象にかかる調査等の規制等に関する条例」

昭和 60（1985）年に施行、平成 23（2011）年一部改正。部落差別事象の発生を防止することによって、府民の基本的人権を擁護することを目的としており、部落差別を引き起こすおそれのある個人調査や、土地に関する調査を規制しています。

### 「大阪府人権尊重の社会づくり条例」

平成 10（1998）年に施行。人権尊重の大切さを示し、人権施策を進める枠組みを作り、すべての人の人権が尊重される社会をめざして、制定されました。また、複雑多様化する人権課題に的確に対応し、国際都市にふさわしい環境整備を図るため、令和元（2019）年に改正を行い、府の責務に加えて、府民及び事業者の責務が追加されました。

### 「部落差別の解消の推進に関する法律」

平成 28（2016）年に施行。部落差別は許されないという認識の下、部落差別の解消に関し基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにし、相談体制の充実、教育及び啓発、部落差別の実態に係る調査が明記されています。

### 【市民アンケート結果】

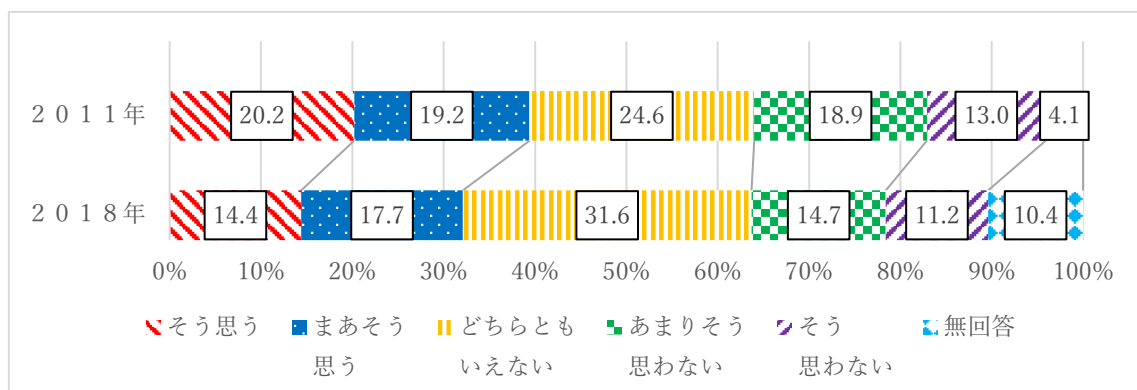
※ 平成23（2011）年度及び、平成30（2018）年度に実施の市民1000人アンケートより抜粋

回答者数：平成23（2011）年 386人  
平成30（2018）年 402人

- あなたは日本の社会に、次のような差別があると思いますか。あなたのお考えに近いものを一つ選んでください。

### 同和地区に対する差別

（2011年と2018年の比較）



『そう思う』 『まあそう思う』 は、39.4%から、32.1%に減少。

『あまりそう思わない』 『そう思わない』 は、31.9%から、25.9%に減少。

『どちらともいえない』 『無回答』 は28.7%から42.0%に増加。

## 2 女性

### 現状と課題

わが国では、個人の尊重、法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けたさまざまな取り組みが進められてきましたが、現実には、女性に対するDVやストーカー行為、若年女子に対するデートDV・性犯罪、セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント問題など、深刻な暴力が多発しています。

また、就労における雇用形態や、医学部入試での合格基準設定の問題といった事例にもあるように、女性だからという理由で不利になることや、「男は仕事、女は家庭」といった男女の役割を固定的にとらえ、男女差別の意識が社会に根強く残っていることを示しています。世界経済フォーラムが公表しているジェンダーギャップ指数でも、2018年の日本の総合スコアは、0.662点で、149ヶ国のうち110位とかなり低いものとなっています。

性別を問わずすべての人が、その個性と能力を十分に発揮し、仕事、家庭、地域において、自分らしく暮らせる社会を実現していかなければなりません。

今後も、女性の社会参画を促進するための教育や啓発活動を、さらに進めていかなければなりません。

※ ジェンダーギャップ指数…経済、教育、健康、政治の4つの分野のデータから作成され、0が完全不平等、1が完全平等を意味する。



### 松原市の取り組み

松原市では、平成27(2015)年4月に「男女輝きまちづくり条例」を施行、平成31(2019)年4月に「第4期まつばら男女かがやきプラン」を策定し、『誰もがいきいきと活躍できる松原市』をめざして3つの「基本課題」に沿った施策を進めていきます。

#### 基本課題1. あらゆる分野における女性の活躍推進

女性が家庭や職場において、意欲を持って活躍できる社会の実現に向け、支援の整備や多様な働き方についての啓発・情報発信に取り組んでいきます。

##### ○ 女性の起業応援事業

女性の起業応援を目的としたセミナーや、起業相談の実施を定期的に行い、就労・能力開発・再就職するための支援も充実させます。



## 基本課題2. 誰もが健やかに安心して暮らせる社会づくり

毎年、11月12日から25日までの2週間を「女性に対する暴力をなくす運動」期間として、パネル展や市民向けセミナーの実施をしています。夫・パートナーからの暴力、性犯罪、売買春、ストーカー行為等、女性の人権を著しく侵害する被害の根絶に努めます。また、女性相談や自立支援の充実を図り、安心して暮らせる社会の実現をめざします。



## 基本課題3. 男女共同参画意識の醸成

それぞれのライフスタイルを見直しながら、男女平等意識を学習し、対等な立場の構築を図りながら、家族・地域での支え合いによる共助社会の実現に取り組んでいきます。市民アンケート結果においても、女性に対する差別があると思うと答えた方が44.5%と非常に高い割合となっています。男女の平等意識を育てる教育や学習の推進を積極的に行うとともに、地域での支え合いによる共助社会の実現に努めます。



## 今後の方向性

本市では、はーとビュー（人権交流センター）内の男女共同参画センターを拠点とし、男女共同参画事業を推進していきます。基本課題に沿ったセミナーやイベント等の実施をするとともに、SNS等を活用して情報発信も行っています。

また、女性相談の充実を図り、人権侵害防止及び被害者の自立支援に努めます。

さらに、男女共同参画の視点で活動しているNPO法人団体と連携を深めながら、定期的な取り組みを実施し、さらなる男女共同参画事業の発展を図っていきます。



## 国・大阪府の取り組み

### 「国際婦人年」

国連では、昭和50（1975）年を「国際婦人年」とし、翌年からの10年間を「国連婦人の10年」とし、男女平等のための行動を本格的に開始しました。

### 「女子差別撤廃条約」

この条約は、職場や家庭などあらゆる分野で、女性に対して差別的な法律はもちろん、規則や慣習なども見直していくことを規定しており、昭和54（1979）年に採択し、日本は昭和60（1985）年に締結しました。



### 「男女共同参画社会基本法」

平成 11（1999）年施行。男女共同参画に関する基本理念や方向性が示されるとともに、「男女共同参画社会の実現は 21 世紀のわが国社会の最重要課題である」とされ、この法律に基づき、男女共同参画基本計画を策定しています。

### 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」

平成 27（2015）年施行。女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力のある社会の実現を図ることを目的としています。

### 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」

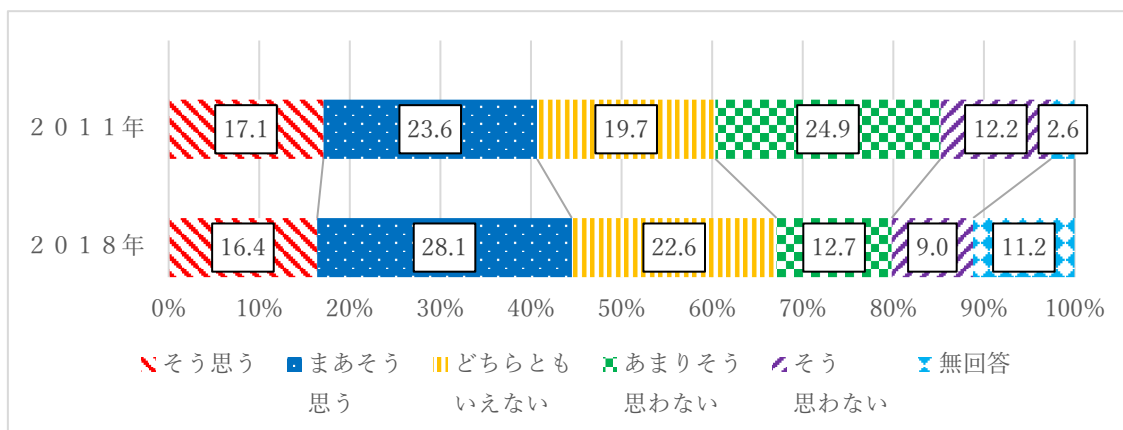
平成 13（2001）年施行。配偶者からの暴力の定義、保護命令制度などを定めています。平成 26（2014）年には生活の本拠を共にする交際相手を法の適用対象に追加するなど、不断の取り組みが行われています。

#### 【市民アンケート結果】

- あなたは日本の社会に、次のような差別があると思いますか。あなたのお考えに近いものを一つ選んでください。

#### 女性に対する差別

（2011 年と 2018 年の比較）



『そう思う』 『まあそう思う』 は、40.7%から 44.5%に増加。

『あまりそう思わない』 『そう思わない』 は、37.1%から 21.7%に減少。

『どちらともいえない』 『無回答』 は 22.3%から 33.8%に増加。

### 3 子ども

#### 現状と課題

人が人として生きる権利は、すべての人が持っているものであり、大人も子どもも、その重みは変わりません。すべての子どもたちが大切に育てられ、一人の人間として尊重されなければなりません。

平成元（1989）年に国連で採択された「子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）」は、平成 31（2019）年で 30 周年を迎え、現在では、この条約の締約国・地域は 196 に上り、世界でもっとも広く受け入れられている条約の一つです。この条約では、すべての子どもは「守られるべき存在」とであると同時に「権利の主体」とであると位置づけられています。

しかし、子どもを取りまく環境として、いじめ・体罰・自殺・不登校の問題や、児童虐待、子どもの貧困といった深刻な社会問題が実在しています。

また、情報社会の急速な発達と比例して、インターネット上での人権侵害も増加し、重要な課題となっています。

本市で実施している「松原市子どもの生活に関する実態調査（H28 年度）」のクロス集計によると、困窮度が高くなるほど、①母子世帯やひとり親世帯の割合が高い ②基本的な生活習慣が安定していない ③勉強時間が少なく、学習の理解度が低い ④孤立している、といった特徴があり、支援が必要な世帯を早期に把握し、適切な支援を行うことが不可欠となっています。

こうした状況の中、子どもの貧困対策として、「子ども食堂」という活動が、全国的に広がっています。本市でも民生委員や地域の NPO 団体等の協力のもと 13 カ所開設しており、子どもたちの「食」や「学力」を大切にするだけでなく、子どもたちを中心においた地域のコミュニティづくりの場となっています。

幼少期だけでなく、成人を迎えるまで次代を担う子どもたちが、知識や技能に加え、思考力・判断力・表現力などの「確かな学力」を身につけ、「豊かな人間性」を持ち、たくましく生きるための「健康・体力」からなる「生きる力」の基礎を身につけるよう、子どもの学ぶ権利や機会を守っていかねばなりません。





## 松原市の取り組み

### 松原市子ども・子育て支援事業計画

すべての子どもや子育て家庭を対象とし、一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保証し、「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざすことを基本としながら、環境整備に努めます。

#### ○ 松原市地域子育て支援センター

市内に9か所の拠点があります。生後3か月から未就園の子どもと保護者を対象に、育児相談や親子での遊びの交流や情報の提供を行っています。

#### ○ 子育て支援包括支援センター

妊娠期から出産期、子育て期における切れ目のない支援を行う相談窓口です。

#### ○ こんにちは赤ちゃん訪問

市内在住（里帰りされている方も含む）の生後4か月までの赤ちゃんのいるご家庭を訪問し、健診や相談活動を行っています。

#### ○ 一時保育

就学前の児童を対象に、市内の保育所や認定子ども園において、一時保育利用を行っています。

#### ○ 青少年の健全育成事業

##### ・留守家庭児童会室

保護者等が就労や疾病などにより、放課後や長期休業中に留守家庭となる小学生児童を対象に、各校の空き教室を利用して、安心して活動できる場を提供しています。

##### ・居場所提供事業「子ども広場」

放課後や長期休業中に、市内小学校児童を対象に「子ども広場」を開設します。活動場所として、はーとビュー（人権交流センター）を提供しています。

〔いじめ・不登校対策事業の啓発〕

○ 児童・生徒理解活動（心の教育）推進事業

各小中学校にて「ハートフルふれんど」として、退職教員や学生ボランティアを派遣し、不登校児童生徒のお迎えや、別室対応の補助指導を行います。

○ チャレンジルーム

各小中学校に在籍する不登校児童生徒が通うことができる教育支援センター「チャレンジルーム」を開設し、個々の実態に合わせた支援を実施しています。

○ スクールサポーター

小中学校におけるいじめの早期発見・早期対応と未然防止及び学習指導に対する支援活動の役割を担うものとして、大学生等のボランティアによる教育活動支援員「スクールサポーター」を派遣し、教育活動の円滑な実施を支援しています。

○ 若者自立支援事業

社会や学校、家庭の中で居場所がないと感じる青年のための居場所づくりをしています。臨床心理士による相談やカウンセリングにより、自立に向けた支援を行っています。

〔児童生徒のSOSの出し方に関する教育〕

○ こころの健康促進講座

「自分のことを大切に」～こころの声を聞いてみよう～をテーマに、自分のこころに向き合う講座を実施しています。ストレスとの因果関係や、セルフコントロール法を紹介し、みんなで深めていきます。また、しんどくなった時には、ひとりで抱え込まずに相談することの大切さも伝えています。

〔セーフコミュニティ活動〕

○ ISS（インターナショナル・セーフスクール）

体及び心のケガの原因となる事故、いじめ、暴力を予防することによって、安全で健やかな学校づくりを進める活動であり、WHO（世界保健機関）が推奨する国際認証の一つです。児童・生徒が主体となり、校内でのけが調べや、安全マップの作成、ポスターの掲示などを行っています。安全な学校づくりをすることによって、体及び心のけがの原因となる事故、いじめ、暴力を予防します。

※ 本市では、平成 27（2015）年より、布忍小学校、中央小学校、松原第三中学校の 3 校でスタートし、平成 29（2017）年、事前指導を受け、国際認証を受けました。この ISS の取り組みは、松原市内全域の小中学校に広がり、意欲的に継続して進めています。



## 今後の方向性

すべての子どもたちが夢と希望を持ち、健やかに成長することができるよう、新たな課題や社会情勢の変化に対応した施策を進めていかなければなりません。

昨今、重要視されている子どもの貧困問題に対しては、地域の NPO 団体等地域コミュニティと協働しながら、子どもの居場所づくりを進めます。

また、どの子どもたちも毎日、安心して学校に通えるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーといった専門家による学習や生活支援のサポートを充実させる等、教育委員会と連携をしながら、教育環境の整備を行うとともに、こころの健康づくりも推進していきます。

子どもたちが、かけがえのない社会の宝として保護・養育されるための幅広い支援の実施や、地域のコミュニティづくり（地域力の向上）を進めていきます。



## 国・大阪府の取り組み

### 「児童の権利に関する条約（子ども権利条約）」

18 歳未満の児童（子ども）を対象とし、子どもを権利の主体と位置づけ、平成 6（1994）年に批准しました。子どもの「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」を定めています。

また、下記のような法律も施行し、さまざまな施策を推進しています。

- ◆ 権利の主体とするために… 「改正児童福祉法」
- ◆ 虐待から守るために… 「児童虐待の防止等に関する法律」
- ◆ いじめから守るために… 「いじめ防止対策推進法」
- ◆ 貧困から守るために… 「子どもの貧困対策の推進に関する法律」

### 「大阪府子ども総合計画」

次代を担う子ども・青少年がひとりの人間として尊重され、創造性に富み、豊かな夢を育むことができる大阪の実現をめざして策定されました。

## その他の施策

「大阪府子ども条例」

「大阪府子どもを虐待から守る条例」

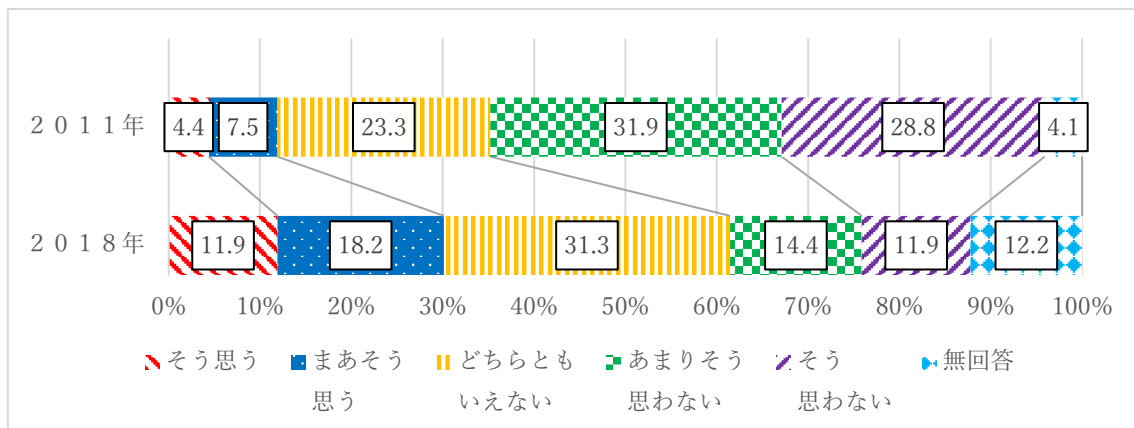
「大阪府子どもを性犯罪から守る条例」

### 【市民アンケート結果】

- あなたは日本の社会に、次のような差別があると思いますか。あなたのお考えに近いものを一つ選んでください。

### 子どもに対する差別

(2011年と2018年の比較)



『そう思う』『まあそう思う』は11.9%から30.1%に増加。

『あまりそう思わない』『そう思わない』は60.7%から26.3%に減少。

『どちらともいえない』『無回答』は27.4%から43.5%に増加。



## 4 高齢者

### 現状と課題

近年、わが国では高齢化社会が急速に進み、日本の高齢者人口は 3,588 万人に達しています。それに伴い、認知症高齢者数や高齢者に対する虐待件数の増加、介護需要の高まりなど、さまざまな高齢者問題が深刻化しています。また、介護者の負担も大きく、介護者を支援する対策も併せて必要となっています。

そのため、医療・介護・介護予防・住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制が求められています。また、認知症になっても自分らしく地域で暮らし続けるための認知症ケアのサービスや、介護者を支えるサービスについて、企業や関係機関とともに連携し、対策していくことが不可欠です。



### 松原市の取り組み

本市では、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、「松原市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」に基づき、医療・介護・介護予防・住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制（地域包括ケアシステム）の構築を進め、さらに、中核となる地域包括支援センターの強化を通し、介護者の負担軽減を図る支援につなげていきます。また、高齢者に対する虐待防止の取り組みとして、早期発見と対応ネットワークの構築、認知症・虐待の正しい理解への啓発として、認知症サポーター養成講座の実施及び成年後見人申立制度の活用による権利擁護に向けた取り組みを行っています。その他、社会活動参加の機会として、65 歳以上の高齢者による介護予防支援きらり活動員（ボランティア活動員）の育成等を実施しています。

#### ○ 認知症サポーター養成講座

認知症になっても安心して暮らせるまちづくりをめざし、高齢者を地域で支える仕組みの一つとして取り組んでいます。

通常の講座のほかに、出張講座を行っており、平成 31（2019）年 3 月末時点では 8,084 人が受講されています。

## ○認知症総合支援事業

### ・認知症初期集中支援事業

認知症の早期診断・早期対応に向けた支援体制の構築を目的に、「松原市認知症初期集中支援チーム（オレンジまつばら）」を配置し、認知症サポート医との連携を図り、支援しています。



### ・認知症地域支援・ケア向上推進事業

医療・介護等の連携強化による、地域の支援体制構築と認知症ケアの向上を図ることを目的に、認知症に関するサポートブックの作成や配布、講演会等を実施しています。



## ○「南河内圏域市町村徘徊高齢者SOSネットワーク事業」への参画

一人歩きの高齢者が行方不明になった場合に、家族等からの情報をもとに、その行方不明者の特徴などを協力機関（市内公共施設・介護事業所など）に情報提供し、速やかに発見につながるネットワーク体制を今後も強化していきます。

また、広範囲でも対応できるよう南河内圏内の市町村で構成される徘徊高齢者SOSネットワークに加盟し、さらに、同ネットワークに登録されている高齢者にQRコードを配布、早期発見につなげられるよう連携を図っています。



## ○元希者（げんきもん）エクササイズ

市制施行60周年記念事業として、健康寿命を延ばし、いつまでも自立した生活を送ることができるよう、「セーフコミュニティ高齢者の安全対策委員会」における転倒予防の取り組みにあわせて、松原市老人クラブ連合会（元希者クラブ松原）、阪南大学、松原市との協働で考案したものです。



## 今後の方向性

本市では、比較的多数の高齢者の方が意欲的に社会参加されていますが、すべての方が生きがいを持ち、社会活動に参加する機会が確保されるよう努めていく必要があります。そのため、「松原市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」に基づき、一人ひとりが地域と関わり、孤立しない、安心して生活することが出来る社会をめざし、持続可能で適切な支援を進めていきます。



## 国・大阪府の取り組み

### 「高齢社会対策基本法」

平成 7（1995）年に施行。高齢者がさまざまな社会活動に参加する機会を確保するとともに、社会を構成する重要な一員として尊重され、健やかで充実した生活を営むことが出来る社会の構築が必要であると示されています。

### 「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援などに関する法律」

平成 18（2006）年に施行。国と地方公共団体、被虐待高齢者の保護措置、擁護者への相談・指導・助言などの支援措置を定め、施策の促進と権利擁護を目的としています。

### 「大阪府高齢者計画 2018」

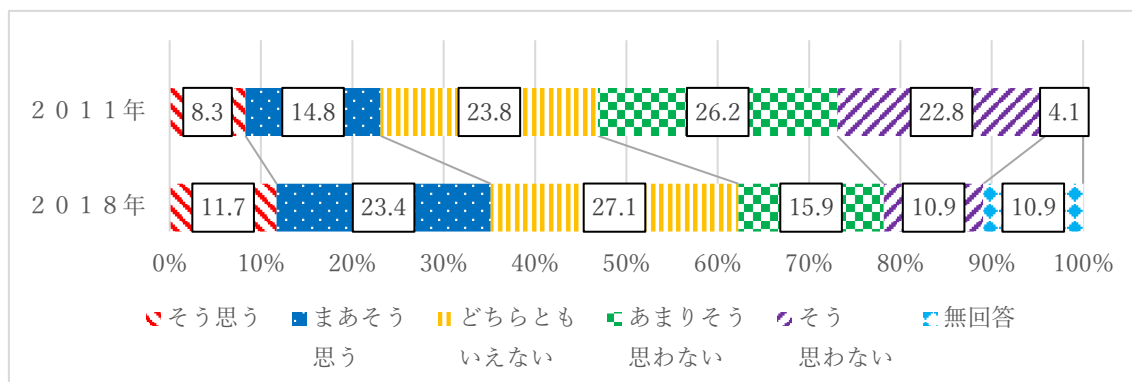
認知症サポーターの養成や、関係機関や団体と連携しながら高齢者虐待の防止、市町村・地域包括支援センター職員などに対して研修、専門相談窓口の設置などを実施しています。

#### 【市民アンケート結果】

- あなたは日本の社会に、次のような差別があると思いますか。あなたのお考えに近いものを一つ選んでください。

#### 高齢者に対する差別

（2011年と2018年の比較）



『そう思う』『まあそう思う』は、23.1%から35.1%に増加。

『あまりそう思わない』『そう思わない』は、49.0%から26.8%に減少。

『どちらともいえない』『無回答』は27.9%から38.0%に増加。

## 5 障害のある人

### 現状と課題

障害のある人とは、身体障害（H I V感染者を含む）・知的障害・精神障害（発達障害・高次脳機能障害を含む）や難病があるため、継続的に日常生活又は在宅生活に相当な制限を受ける状態にある人をいいます。

平成 30（2018）年版の障害者白書によると、国民の 7.4%に何らかの障害があるとされており、国民の 14 人に 1 人という割合です。

また、誰もが障害と関わる可能性があり、決して他人事ではありません。自分にも関わる問題として障害のある人の人権を考えることが必要です。

これまで、障害のある人が日常生活において制限を受けるのは「その人に障害があるから」であり、訓練やリハビリによって乗り越えるべきである、と考えられてきました。これを「個人モデル」といいます。

しかし、今では、社会が「障害」を作り出しているのだから、社会がそれを取り除いていかなければならないという考え方が浸透しています。これを「社会モデル」といいます。

市民アンケートからもわかるように、54.2%の人が障害のある人に対する差別があると認識しています。すべての人がお互いの人権や尊厳を大切にし、支え合い、誰もがいきいきとした人生を享受することができる社会の実現に向け、社会全体の意識改革が必要です。

そのためには、社会に存在する「物理面のバリア」、「制度面のバリア」、「文化・情報のバリア」、「こころのバリア」を取り除くとともに、障害のある人に対する理解と支援を深めていくことが必要です。



### 松原市の取り組み

「松原市第 3 次障害者計画」に沿った 3 つの目標

- ① 地域で自立して生活できるまち
- ② 自らの能力を発揮して自己実現できるまち
- ③ 快適で安心して暮らせるバリアフリーのまち

を掲げ、次の施策を実施しています。

## ○ 個人に合った支援をプランニング

障害に係る相談を相談支援事業所に委託し、個人に合った支援を行います。



## ○ 地域活動支援センター

利用者に対して、創造的活動、生産活動の機会の提供等の支援を行います。



## ○ 家族の会への支援

会員相互による情報交換や、関係機関による講習会等を実施しています。



## ○ 楽しい会

福祉会館において、ひきこもりがちな障害者に対して声掛けを行い、交流会を開催します。



## ○ 市政出前講座「人権総合学習」

毎年、市の事業として「人権総合学習」を実施しています。小学校を対象に、出前講座として、障害者スポーツである「車椅子バスケットボール」と「ボッチャ」の体験学習を行っています。障害の有無に関わらず、スポーツを通して、障害を身近なこととして考えるきっかけとしています。



## ○ 親と子でよむヒューマン絵本『ともだち』の作成・配布

幼少期の子どもが親と一緒に人権意識を身につけるために、毎年1冊、市内の高校生と共に人権啓発の絵本を作成し、市内の幼稚園、保育園、小中学校、各公共施設、イベント時に配布しています。

平成29(2017)年度は「障害」をテーマにした作品『ともだち』を作成し、簡単な手話の掲載や、一部の絵本には点字シートの貼付をしています。



## 今後の方向性

「障害者基本法」や「障害者差別解消法」に基づき、すべての人が社会の中で基本的な人権を尊重されるという理念の実現をめざし、上記事業の実施や、行政が率先・垂範して『合理的配慮の提供』に努めるとともに、地域で活動する団体等と連携しながら取り組みを進め、インクルーシブ(包括的)な社会の実現をめざしていきます。



※ 合理的配慮とは、障害のある人から社会の中のバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、過重な負担のない範囲で対応することをいいます。

◆ 合理的配慮の提供の例

- 車椅子の高さに合わせて机の高さを調整する。
  - 目の不自由な人のために音声ガイドや点字付きのメニューを用意する。
  - 知的障害のある人のために分かりやすい図などを用いて説明する。
- など

合理的配慮の提供に当たっては、一方的な判断をすることなく、障害のある本人の意向を最大限に尊重することが大切です。

## 国・大阪府の取り組み

### 「第4次大阪府障がい者計画」

平成24（2012）年に策定。「人が人間（ひと）として支えあいともに生きる自立支援社会づくり」を基本理念に、すべての障害者の地域での自立と社会参加の実現をめざしています。

### 「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」

平成18（2006）年12月に国連総会にて全会一致で採択されました。障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の尊厳の尊重を促進するため、障害者の権利を実現するための措置等を定める条約です。日本は平成26（2014）年に条約を締結しました。

### 「障害者基本法」

昭和45（1970）年に心身障害者対策基本法として、障害者の自立や社会参加を支援するために施行。その後、平成5（1993）年に、障害者基本法に名称変更されました。すべての障害者は社会を構成する一員としてあらゆる分野の活動に参加する機会が確保されることを示しています。また、平成16（2004）年には障害を理由とする差別の禁止規定が追加されました。



### 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」

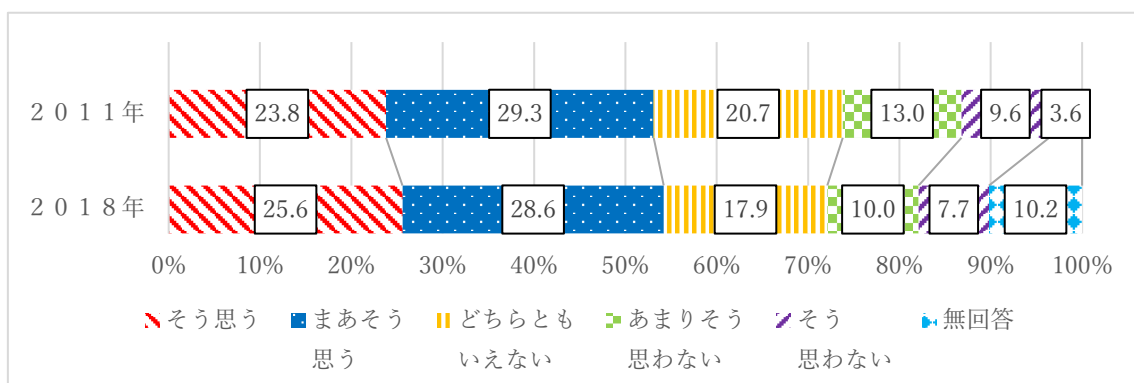
平成 28（2016）年に施行。すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、人格と個性を尊重しながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的としています。「障害者基本法」に規定された「差別の禁止」に関する具体的な内容を示し、それが順守されるための具体的な措置等を定めています。また、行政機関等及び事業者に対し障害者差別解消に向けた取り組みを求めるとともに、普及啓発活動等を通じて障害者も含めた国民一人ひとりによる自発的な取り組みを促しています。

#### 【市民アンケート結果】

- あなたは日本の社会に、次のような差別があると思いますか。あなたのお考えに近いものを一つ選んでください。

#### 障害者に対する差別

（2011年と2018年の比較）



『そう思う』『まあそう思う』は53.1%から54.2%に増加。

『あまりそう思わない』『そう思わない』は22.6%から17.7%に減少。

『どちらともいえない』『無回答』は24.3%から28.1%に増加。

## 6 外国人

### 現状と課題

現在、わが国には、国籍や民族に関わらず、さまざまな国籍の人や外国にルーツのある人が暮らしており、留学生も多数来日しています。また平成31（2019）年4月に「出入国管理及び難民認定法」が改正されたことにより、外国籍住民の増加が見込まれています。

そのような状況の中、外国人であることを理由にした入居・入店の拒否や、賃金や労働時間が日本人と異なる不利益な扱いなどの事例が起っています。

また、地域の中で誰にも相談できずに課題を抱えたまま孤立していたり、騒音やゴミ出しなど文化や生活習慣の違いにより住民と摩擦が生じたりする事例もあります。

さらに、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動、いわゆるヘイトスピーチがあります。加えて、差別的な内容を街中に張り紙や落書きしたり、インターネット上に書き込みしたりする行為が問題視されています。これらの行為は人々に不安感や嫌悪感を与えるだけでなく、人としての尊厳を傷つけ、差別意識を生じさせることになりかねず、許されるものではありません。

社会がグローバル化した現在、国籍や民族、言語、文化などが異なる人々が互いの違いを認め合い、対等な関係で共に生きる「多文化共生社会」を築くことが必要です。そのために、円滑なコミュニケーションを取れるようにする取り組みや、多言語に応じた情報提供を行います。



### 松原市の取り組み

本市には、市民の約100人に1人の割合で外国籍住民が暮らしています。

在日外国人幼児・児童・生徒の実態把握に努め、在学（園）している歴史的経緯や社会的背景の正しい認識を広めるとともに、主に学校における国際理解教育の推進や、外国籍住民の生活支援としての事業を実施し、地域で安心・安全に生活できるように取り組んでいます。

また、諸外国の異なる文化や習慣等を理解し、交流を通じて国際的な視野を広げ活躍する人材の育成などの取り組みを行っています。

## ○ 日本語読み書き教室

日本語で「読むこと・書くこと・話すこと」が難しい人のために、「日本語読み書き教室」を開催しています。

### ◆ 国際広場“もめん”

日本語を話すこと、読み書きすることが堪能ではない人のために学習の場を提供しています。言葉が通じないこと等により、地域や家庭で孤立してしまわないよう、交流の場としても開設しています。

### ◆ “で愛” 教室

日常生活において日本語の読み書きに不自由している人を対象に、小学校程度の読み書きや計算などの学習を目的として開設しています。



その他にも、市役所では下記のことを行っています。

- 外国籍住民のための相談窓口
- 各種案内の翻訳や窓口手続きをする際の通訳
- 日本の文化に触れるさまざまなイベントの開催
- 諸外国の異文化や習慣等を理解し、活躍する人材の育成



## ○ 教育現場での日本語指導・翻訳

市内の小学校・中学校において、外国にルーツのある児童・生徒を対象として日本語教室を実施しており、日本語の習得や日本の文化について学習します。

また、運動会等において、翻訳ボランティアによる複数の言語でのアナウンスの実施や、保護者へのお知らせ等の翻訳も行っています。



## 今後の方向性

「多文化共生社会」を築くためにも、歴史的経緯や社会的背景の正しい認識を広めるとともに、諸外国の異なる文化や習慣等、多様性を理解するための取り組みを行っていきます。また、多言語による情報提供や、外国籍住民の生活支援として、相談、通訳、翻訳事業、日本語教室等を行っていきます。



## 国・大阪府の取り組み

### 「大阪府在日外国人施策に関する指針」

すべての人が人間の尊厳と人権を尊重し、国籍・民族などの違いを認め合い、共に暮らすことのできる共生社会の実現をめざすため平成 14（2002）年に定められました。

### 「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」

平成 28（2016）年施行。本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることに鑑み、その解消に向けた取り組みについて基本理念や基本施策を定めています。

### 「大阪府人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の推進に関する条例」（大阪府ヘイトスピーチ解消推進条例）

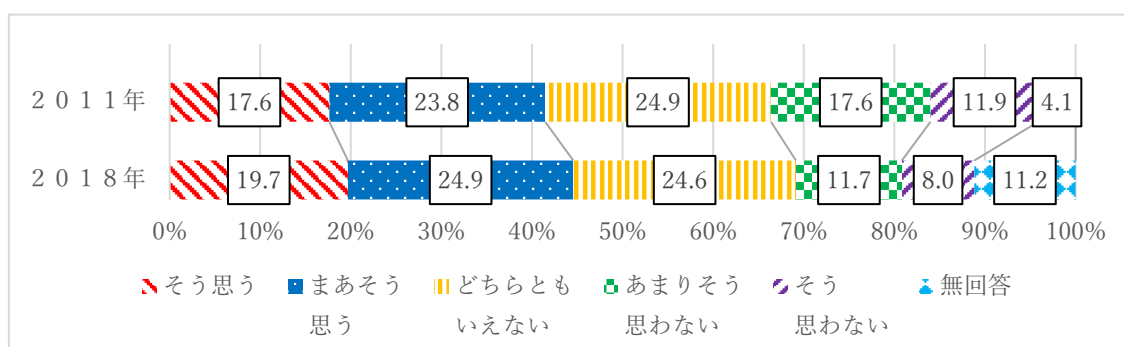
令和元（2019）年に施行。府民一人ひとりが社会の一員として解決すべき課題であることの共通認識を持ち、ヘイトスピーチを解消していく機運を醸成することを目的としています。

#### 【市民アンケート結果】

- あなたは日本の社会に、次のような差別があると思いますか。あなたのお考えに近いものを一つ選んでください。

#### 在日外国人に対する差別

（2011年と2018年の比較）



『そう思う』『まあそう思う』は 41.4%から 44.6%に増加。

『あまりそう思わない』『そう思わない』は 29.5%から 19.7%に減少。

『どちらともいえない』『無回答』は 29.0%から 35.8%に増加。

## 7 ハンセン病回復者・HIV感染者等

### 現状と課題

ハンセン病は、らい菌によって引き起こされる感染症です。病原性は非常に低く、感染してもほとんど発症しません。まれに免疫力の弱い人が感染し、発症することがありますが、現在では、優れた治療薬が開発されており、早期治療により後遺症を残さず治る病気となっています。

しかし、わが国では、明治時代にハンセン病は重篤な感染症であるとして、明治40（1907）年に「らい予防法」を制定し、強制的な隔離政策を行いました。平成8（1996）年に廃止されるまでの長い間、患者とその家族に大きな苦難と苦痛を強いてきました。

このような中、ハンセン病療養所の入所者で起こした「らい予防法違憲国家賠償請求訴訟」により、平成13（2001）年に国が原告の主張をほぼ認めた判決が出され、患者の方々の全面的な解決に向け動き始めました。

また、平成21（2009）年4月には、「ハンセン病問題の解決促進に関する法律」が施行され、ハンセン病に罹患していることを理由として、差別してはいけないと明記されました。過去の過ちを繰り返さないように、私たちは回復者の方が良好かつ平穏な生活を営むことができる社会の実現に向けて努めなければいけません。

この他に、世界的な感染症としてHIV（エイズウイルス）があります。感染経路としては性的感染、血液感染、母子感染の3つで、身体に触れることや、せき・くしゃみ、空気や水などの日常生活での接触では感染しません。仮にHIVに感染しても、現在では医療の進歩により、治療を続けながら感染する前と同じ生活を続けることが可能です。

しかし、HIVについても、病気に対する誤った知識から、社会の偏見や差別意識を助長し、迫害されてきた経過があり、今なお、就職拒否や入居拒否、医療機関での差別的な対応や診療拒否などの人権侵害が起っています。

このように、誤った認識による偏見や差別により、迫害を受けることのないよう正しい知識の普及・啓発に努めていかなければなりません。



## 松原市の取り組み

### ○ ハンセン病問題講演会

大阪府で毎年、ハンセン病問題の解決を目的とした講演会を実施しており、本市においても、ハンセン病問題講演会実行委員会に参加し、ハンセン病に関する正しい知識の普及・啓発に努めています。

また、講演やパネルディスカッションをきっかけに、一人ひとりがハンセン病問題について何ができるかを考える機会としています。

### ○ 啓発冊子の配布

国や府、関係機関が作成した啓発冊子の配布を行い、ハンセン病やHIV感染症についての正しい知識の普及を図ります。

## 今後の方向性

ハンセン病については、これまでのハンセン病対策の誤りを二度と繰り返さないことが大切です。

HIV感染者等については、差別や偏見を受けることなく、安心して治療を受け、生活できる社会づくりが必要です。

これらの問題については、根強い偏見と差別を払拭し、安心して生活できる社会を築けるよう、正しい知識の普及・啓発を行います。

## 国・大阪府の取り組み

### 「らい予防法の廃止に関する法律」

平成 8（1996）年に施行。明治 40（1907）年から続いた強制的な隔離政策が廃止されました。

### 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」

平成 11（1999）年に施行。後天性免疫不全症候群（エイズ）等感染者の人権に配慮した施策の推進を基本理念としています。

### 「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」

平成 13（2001）年に施行。入所者等の名誉回復等を国が行うことになりました。



### 「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（ハンセン病問題基本法）」

平成 21（2009）年に施行。ハンセン病を理由として差別すること、その他の権利利益を侵害する行為をしてはならないことを規定しています。

### 「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律（強制不妊救済法）」

平成 31（2019）年に施行。「不良な子孫の出生を防止する」ことを目的に定められた旧優生保護法の下でハンセン病患者や障害のある人などに行われた不妊手術に対するの救済法です。

### 「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律（ハンセン病家族補償法）」

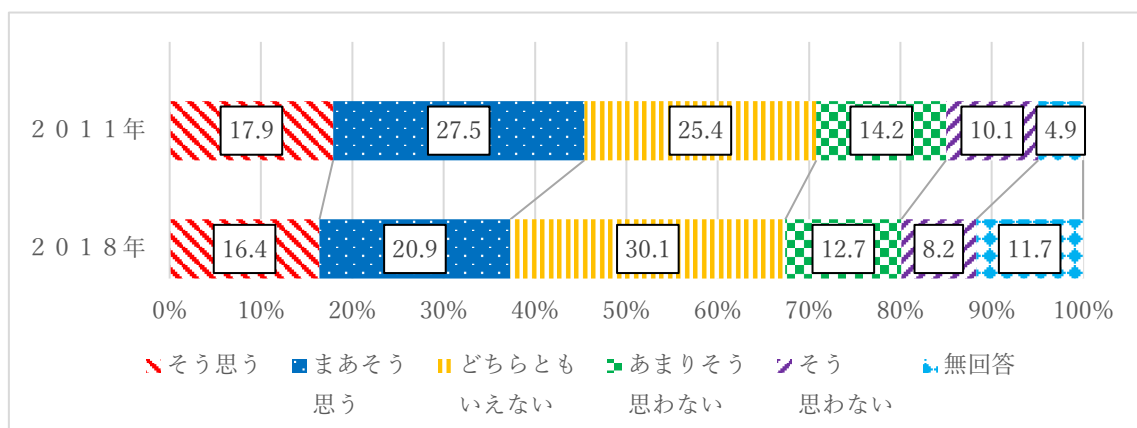
令和元（2019）年に施行。国の誤った隔離政策で差別を受けた、ハンセン病元患者の家族を救済するため、最大 180 万円を支給する補償法です。

#### 【市民アンケート結果】

- あなたは日本の社会に、次のような差別があると思いますか。あなたのお考えに近いものを一つ選んでください。

### HIV 感染者やハンセン病などの 病気にかかった人に対する差別

（2011 年と 2018 年の比較）



『そう思う』『まあそう思う』は 45.4%から 37.3%に減少。

『あまりそう思わない』『そう思わない』は 24.3%から 20.9%に減少。

『どちらともいえない』『無回答』は 30.3%から 41.8%に増加。

## 8 性的マイノリティ

### 現状と課題

人間の性のあり方（セクシュアリティ）は、4つの要素から構成されています。これらの組み合わせはとても多様で、どちらか一方にはっきりと分けられるものではありません。

#### ① 身体の性

- ・ 生物学的な性。戸籍上の性。

#### ② 心の性

- ・ 自分が認識している性。

#### ③ 好きになる性

- ・ 恋愛感情や性的関心をもつ性。

#### ④ 表現する性

- ・ 言葉づかいや服装、しぐさ等において自分を表す性。

この4つの要素にはグラデーションがあり、いろいろな形が存在します。そして、性的マイノリティを代表する例としてLGBTがあげられます。

この言葉は、「L」レズビアン（女性の同性愛者）、「G」ゲイ（男性の同性愛者）、「B」バイセクシュアル（両性愛者）、「T」トランスジェンダー（身体の性に違和感を持つ人）の頭文字をとった略語です。

また、「性的指向」や「性自認」がはっきりしない人など、LGBTの範疇に含まれない人もいます。そのため、すべての人が持っている性のあり方として、性的指向（Sexual Orientation）と性自認（Gender Identity）の頭文字をとって「SOGI」という言葉が使われることもあります。

平成16（2004）年、「性同一性障害者の性別の取り扱いの特例に関する法律（性同一性障害特例法）」が施行され、一定の条件を満たす人について、戸籍の性別変更が可能となりました。

そのような法整備が進む一方で、会社や学校、家庭内などで噂や揶揄によって傷つけられたり、本人の了承なく性的指向・性自認を暴露されたりする（ア

ウティング)といった偏見や差別に苦しむ人々がいます。令和元(2019)年には、トランスジェンダーの人が勤務先でアウティングされ、精神的な苦痛を受け、訴訟を起こした事例もあるように、「世の中の大多数を占める人の性自認が正しい」という誤った認識が社会全体に深く根付いています。

偏見や差別により傷つけられることなく、誰もが自分の性を尊重され、自分らしく生きられる社会の実現をめざしていかねばなりません。



## 松原市の取り組み

### ○ 人権市民セミナー

市民向けに連続講座を実施しており、「性的マイノリティ」に関する内容も取り上げています。正しい知識と理解をもって、家庭教育の中で子どもたちに伝えていけるよう、子育て中の保護者に向けてセミナーの実施をしています。



### ○ 職員研修

市民と接する機会の多い市の職員が、「性的マイノリティ」の人々に対し、偏見を抱かず、正しい知識と理解を持って対応することができるよう研修を行っています。



### ○ 講演会(人権を考える市民の集い、南河内人権啓発推進大会)

平成29(2017)年の「人権を考える市民の集い」では、平成28(2016)年に戸籍を女性へ変更し、タレントやアーティストとして活躍しているKABAちゃんを、平成31(2019)年の「南河内人権推進大会」では、「ミス・インターナショナル・クイーン 2009」にて優勝した経歴を持つ、タレントのはるな愛さんをお招きし、講演会を実施しました。これまでの経験や、当事者としての思いを聞くことができ、自分らしく生きることの大切さを改めて考える機会となりました。



## 今後の方向性

誰もが自分らしく生きていける社会の実現をめざしていくために、性的指向及び性自認を理由とする偏見・差別をなくさなくてはなりません。

「何にあてはまるか」ではなく「何に困っているのか」を正確に受け止め、相談体制の充実を図り、適切な対応に努めなければなりません。

すべての人が、それぞれのライフスタイルに応じて自己決定ができ、権利が保障されるよう、社会的慣行や各種制度の手続き等の見直しが必要です。



## 国・大阪府の取り組み

大阪府では、平成 29（2017）年、庁内方針にて「性的マイノリティの人権問題についての理解増進に向けた取組」を策定し、性的マイノリティについての正確な知識の普及のため、職員研修や府民、事業者への啓発を継続的に実施するとともに、人権をはじめ福祉、医療、雇用・就労、教育等の行政分野において当事者や関係者の相談に応じています。

また、令和 2（2020）年、大阪府は都道府県規模では 2 例目となるパートナーシップ宣誓制度を始めました。大阪府内では大阪市、堺市、枚方市なども実施しており、パートナーシップ宣誓制度を開始する市区町村が全国でも増えてきています。

### 「性同一性障害者の性別の取り扱いの特例に関する法律（性同一性障害特例法）」

平成 16（2004）年に施行。自分の性別に違和感を持ち、受け入れられずに苦しんでいる人々が、2 名以上の医師の診断を受けて、既定の要件すべてに該当する人は、家庭裁判所に「性」の変更申請を請求できます。

### 「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」

平成 31（2019）年に全面施行。オリンピック憲章にうたわれている人権尊重の理念の実現と共に、多様な性の理解や、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた啓発・教育の推進を規定しています。

### 「大阪府性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例」（LGBT 条例）・「大阪府パートナーシップ宣誓証明制度」

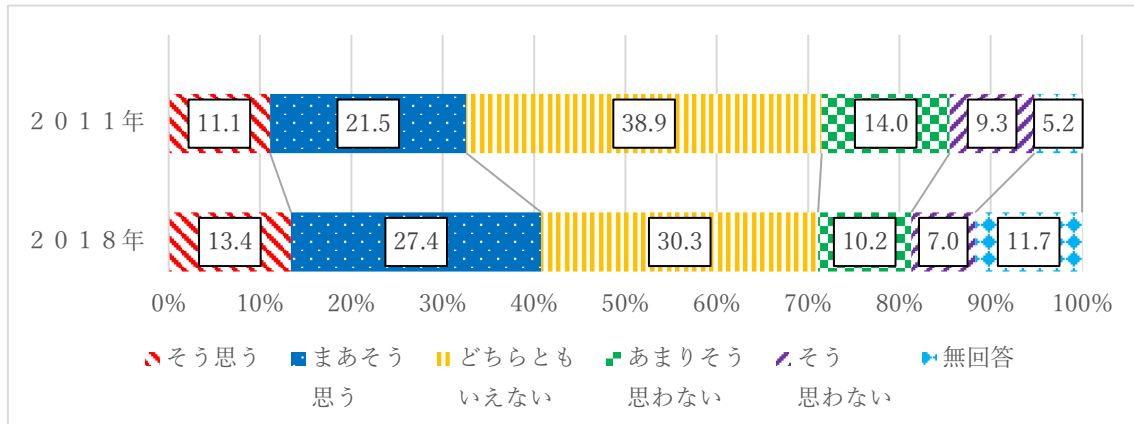
令和元（2019）年に施行。性的マイノリティの人々に関する府民の理解増進を図ることで、誤解や偏見、差別をなくし、誰もが自分らしく生きることができるとして、社会の実現を目的としています。令和 2（2020）年には、この条例の施行を受け、「大阪府パートナーシップ宣誓証明制度」を開始しました。

【市民アンケート結果】

- あなたは日本の社会に、次のような差別があると思いますか。あなたのお考えに近いものを一つ選んでください。

性的マイノリティとされる人々

(2011年と2018年の比較)



『そう思う』『まあそう思う』は32.6%から40.8%に増加。

『あまりそう思わない』『そう思わない』は23.3%から17.2%に減少。

『どちらともいえない』『無回答』は44.1%から42.0%とほぼ横ばい。

## 9 インターネットによる人権侵害

### 現状と課題

インターネットは、今や国際的なネットワークによって交流することができ、たくさんの情報を即座に入手し、誰でも容易に情報を発信できる利便性の高いメディアとして、生活する上では欠かせないものとなっています。

しかし、一方では、SNS（ソーシャルネットワークサービス）上で個人・団体や不特定多数への誹謗中傷や、さまざまな差別を助長・誘発する情報の掲載など、人権侵害に関わる問題も多数発生しています。

また、スマートフォンの普及により、インターネットの利用がより身近で手軽になったことで、子どもたちが巻き込まれるトラブルが増加しています。コミュニティサイト等を悪用した児童買春や児童ポルノなど、重大かつ悪質な犯罪の発生も目立ってきています。

利用者の一人ひとりがモラルと人権意識を高め、発信する情報に責任を持つ姿勢が大切です。そして、さまざまな情報に惑わされることなく、真偽を読み解く力（メディア・リテラシー）を高めることも求められます。

さらに、インターネットの利用の仕方について、子どもたちへの指導や教育が重要となっています。



### 松原市の取り組み

#### ○ 人権市民セミナー

「インターネットと人権」をテーマに、人権市民セミナーを実施しています。また、インターネットやSNS等を利用する上でのモラルや責任についての理解を促進するとともに、人権侵害を受けた場合の対処法についても学習しています。

今後は、受講者へのアンケートの実施等を行い、インターネット上における問題の状況把握に努めます。

#### ○ スマホ・ケータイ人権教室

大阪法務局及び大阪府人権擁護委員連合会は電話会社と連携して、スマートフォンや携帯電話の普及により、身近になったインターネットの正しい利用方法や危険性について学ぶ教室を開催しています。



松原市の各小中学校でも実施しており、トラブルを未然に防ぐための知識や心構えを学び、インターネットを通じたいじめの防止の啓発やネットトラブルに巻き込まれた場合の人権相談窓口の周知広報をしています。



## 今後の方向性

インターネット上での人権侵害は、ネット社会の普及に伴い、新たに深刻な課題となっています。ネット利用者が情報発信に責任を持ち、さまざまな情報に惑わされないようにするためにも、人権教室やセミナーなどを通して、モラルや人権意識、メディア・リテラシーの向上に努めます。

また、SNSやインターネット上での人権侵害に対しては、法務局や大阪府と連携を図りながら、モニタリング等による実態把握に努めます。

さらに、子どもたちがどのような状況にさらされているかを、アンケート調査等を活用し、深刻化している若年層の利用実態の把握に努め、問題解決に向けた取り組みを進めます。



## 国・大阪府の取り組み

平成 14（2002）年に、インターネット上での情報の流通によって権利の侵害があった場合は、プロバイダ等の責任範囲や発信者情報の開示を請求する権利を定めた「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法）」が施行されました。

また、子どもたちが有害情報に接触したり、犯罪に巻き込まれたりする状況を受けて、平成 21（2009）年に「青少年が安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（青少年インターネット環境整備法）」が施行され、国及び地方自治体にインターネットの適切な利用に関する教育の推進が義務付けられました。

今後も、インターネット上の差別書き込みの実態を把握し、適切な対応をする際の基礎資料とするため、法務省や各市町村はホームページに情報提供窓口を設けています。また、人権侵害に当たる書き込みなどの対処法や相談先なども掲載しています。

## 10 さまざまな人権問題

### 現状と課題

これまでに取り上げた以外にも、我が国ではアイヌの人々、刑を終えて出所した人、犯罪被害者やその家族、ホームレス、福島第一原発事故により避難している人などに対する偏見や差別、また、北朝鮮当局による拉致被害、人身取引被害などの人権問題があります。

人権課題やその現状、それらに関するさまざまな法律を周知することにより、人々の人権意識を高めることが望まれます。自分とは縁がないように思われることも、視点を変えて気づくだけで、言動を見直すきっかけとなります。

私たちの社会は実に多様な人々が共に暮らしています。普段の何気ない言動が、知らないうちに他者を傷つけているかもしれません。私たち一人ひとりが社会を構成する一員として、人権課題について正確な知識を学び、正しく理解し、人権意識を高める必要があります。そして、それぞれの問題の状況に応じた、その解決に資する人権教育・啓発に関する取り組みが必要です。



### 松原市の取り組み

○ ポスターやパネルの掲示、チラシやリーフレットの配架・配布

大阪府や法務局が作成したポスターの庁内・市内公共施設への掲示や、リーフレット・チラシの配架及びセミナー受講者や講演会・イベント来場者への配布を進んで行っています。また、憲法週間や人権週間には毎年、ポスターの作製・掲示に取り組み、市民への啓発をしています。加えて、主な人権課題についてのパネルを作製し、イベント等の展示によりさらなる周知を図ります。



### 今後の方向性

人権課題の現状の把握や正確な知識の習得は、人権意識の土台を固め、差別や偏見をなくすことにつながります。誰もが暮らしやすい社会をつくるためにも、さまざまな情報を集めて発信し、それぞれの人権課題に対する正しい理解の普及に努めます。



## 国・大阪府の取り組み

近年では、平成27（2015）年に「生活困窮者自立支援法」や「再犯の防止等の推進に関する法律」が、平成28（2016）年に「国外犯罪被害弔慰金の支給に関する法律」が施行されました。平成31（2019）年にはアイヌ民族を先住民だと初めて明記した「アイヌ民族支援法」が定められるなど、人権課題に関する法律が徐々に整備されつつあります。

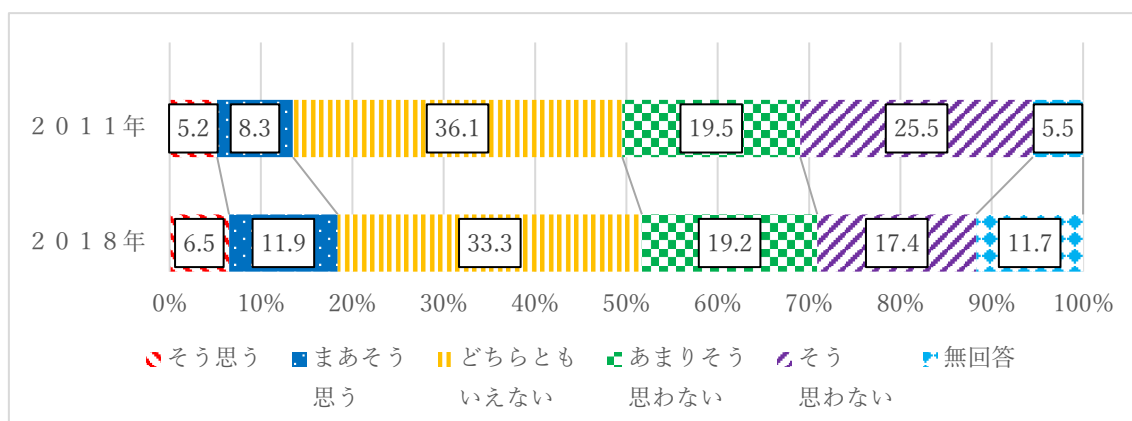
また、政府の拉致問題対策本部によるアニメ「めぐみ」の映像活用や、大阪府の「拉致問題を考える国民の集い in 大阪」の開催など、拉致被害者の一日も早い帰国をめざした取り組みを進めています。

### 【市民アンケート結果】

- あなたは日本の社会に、次のような差別があると思いますか。あなたのお考えに近いものを一つ選んでください。

### アイヌの人々に対する差別

（2011年と2018年の比較）

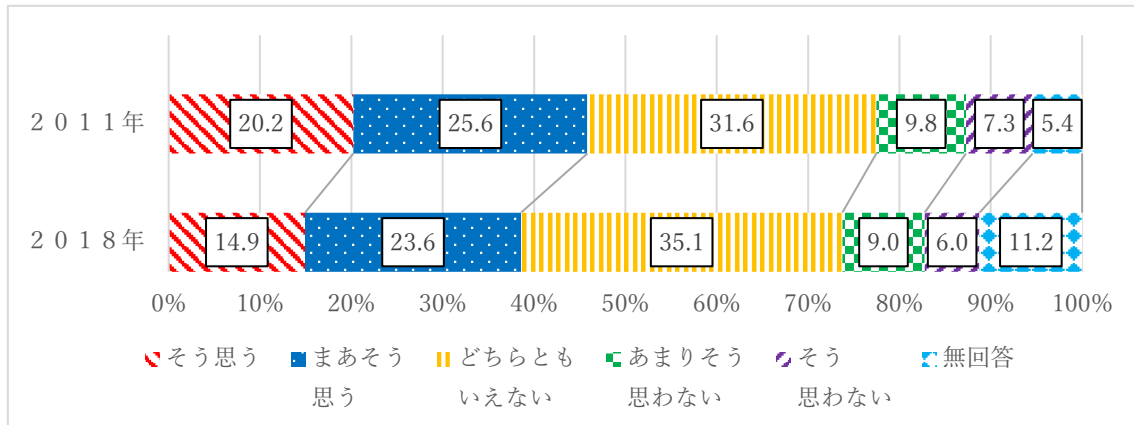


『そう思う』『まあそう思う』は 13.5%から 18.4%に増加。

『あまりそう思わない』『そう思わない』は 45.0%から 36.6%に減少。

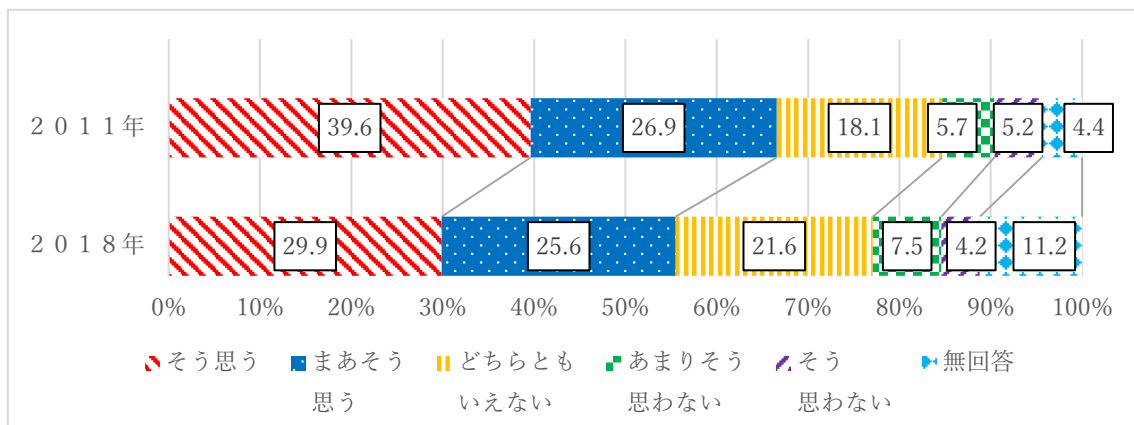
『どちらともいえない』『無回答』は 41.6%から 45.0%に増加。

## 刑を終えて出所した人



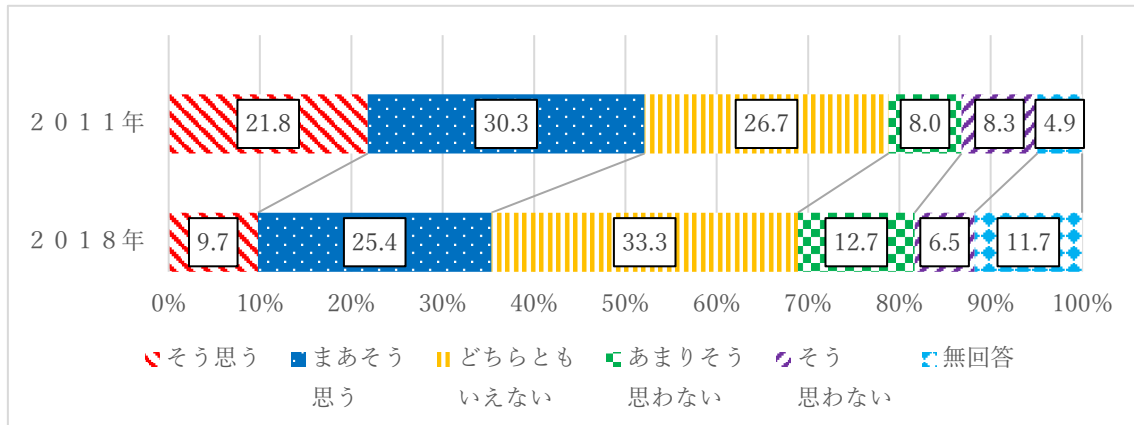
『そう思う』『まあそう思う』は、45.8%から38.5%に減少。  
『あまりそう思わない』『そう思わない』は、17.1%から15.0%に減少。  
『どちらともいえない』『無回答』は37.0%から46.3%に増加。

## 犯罪被害者やその家族が犯罪行為によって受ける直接的な被害だけでなく、その後のマスコミの取材や報道によるプライバシー侵害



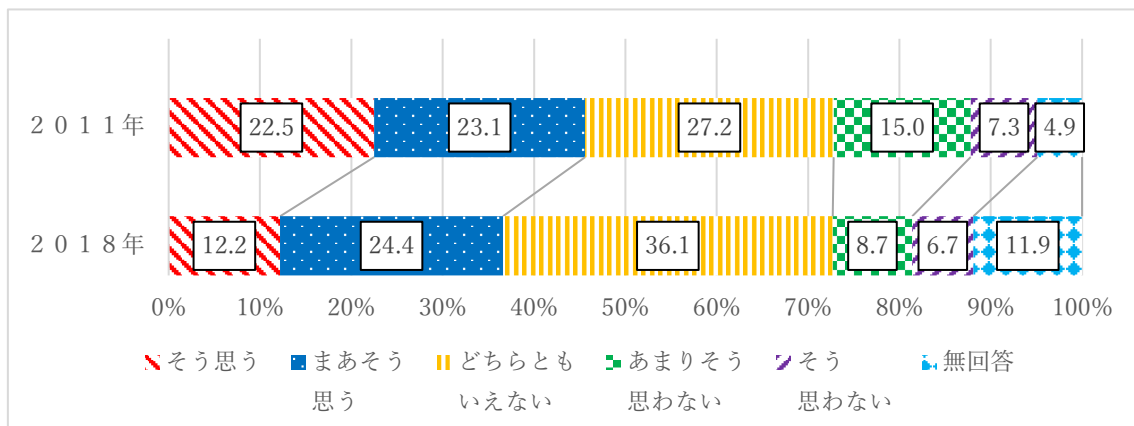
『そう思う』『まあそう思う』は、66.5%から55.5%に減少。  
『あまりそう思わない』『そう思わない』は、10.7%から11.7%に増加。  
『どちらともいえない』『無回答』は、22.5%から32.8%に増加。

## ホームレスに対する差別



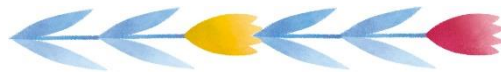
『そう思う』『まあそう思う』は、52.1%から35.1%に減少。  
 『あまりそう思わない』『そう思わない』は16.3%から19.2%に増加。  
 『どちらともいえない』『無回答』は、31.6%から45.0%に増加。

## 就労形態による差別



『そう思う』『まあそう思う』は、45.6%から36.6%に減少。  
 『あまりそう思わない』『そう思わない』は、22.3%から15.4%に減少。  
 『どちらともいえない』『無回答』は32.1%から48.0%に増加。

## 第5章 計画の推進



### 1 基本姿勢

人権課題が複雑化・多様化する中で、各分野の施策との連携を図りながら、「松原市人権尊重のまちづくり条例」に基づき、人権に関わる施策を総合的に推進します。

本市においては、職員が人権問題を正しく理解するための人権課題研修を推進し、職員は常に「人権力」の向上に努め職務を遂行します。

また、市民が人権問題を自分自身の問題として捉えられるよう、地域、学校、関係機関等において、出前講座やセミナーを実施し、人権意識の向上に努めます。

### 2 推進体制

さまざまな人権課題に幅広く対応していくとともに、効果的な施策展開を推進するため、国や大阪府との適切な役割分担のもと、情報共有や連携強化に努め、本計画を効果的に推進します。

また、市内の各種団体などに対しては、地域の実情に応じたきめ細かい人権施策の取り組みへの協力を働きかけるなど、それぞれの役割を踏まえつつ、幅広い連携・協力を推進します。

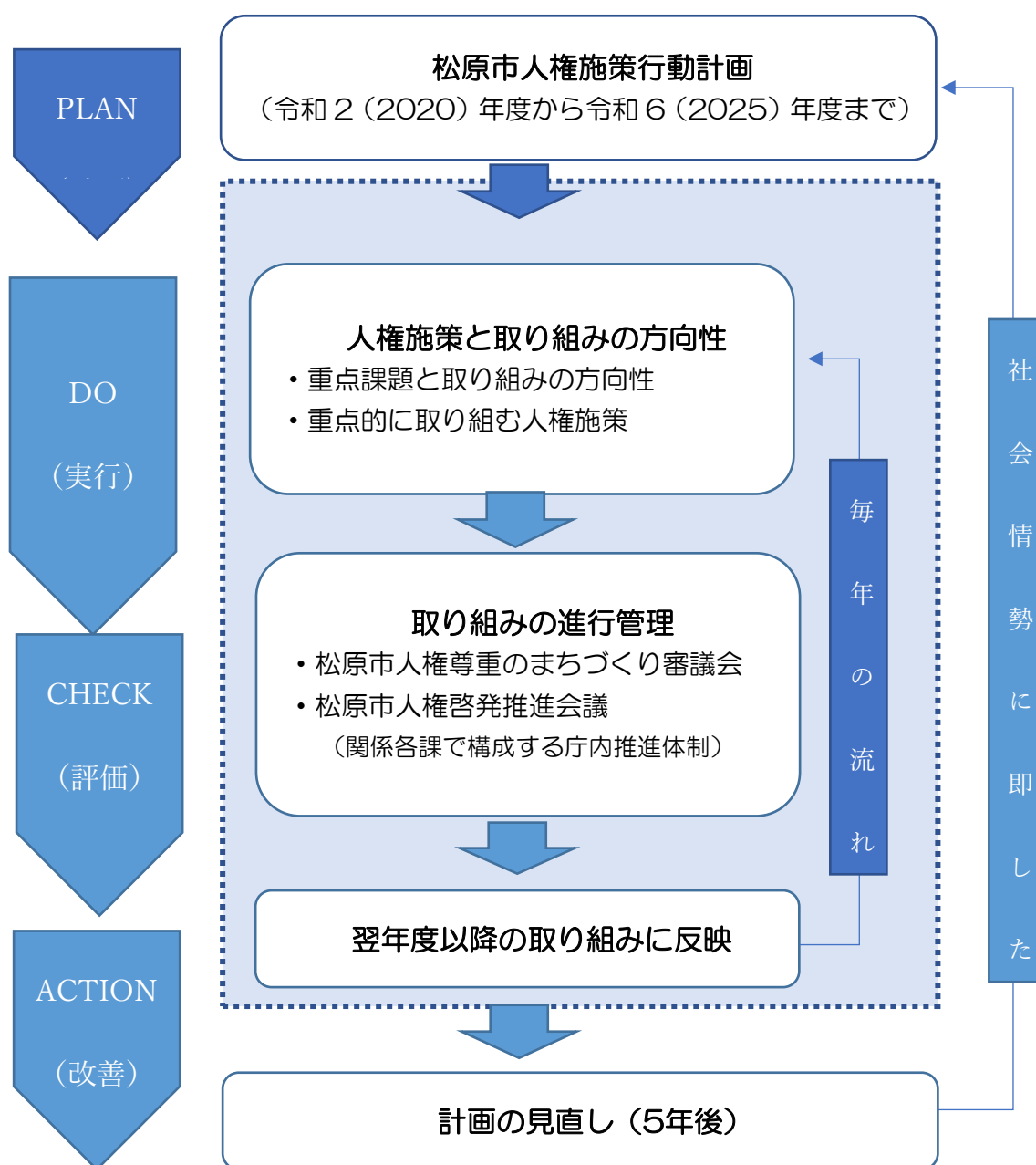





### 3 計画の進行管理と評価

本計画を推進するために、人権問題に深く関わる関係者などで構成される「松原市人権尊重のまちづくり審議会」や庁内関係各課で構成する「松原市人権啓発推進会議」において、取り組みの進捗状況の点検や評価を毎年行うとともに、必要に応じて市民意識調査アンケート等を実施し、検証や事業の見直しを図りながら本計画の内容の充実を図ります。

図 計画の進行管理



# I 「人権尊重のまち・松原市」を実現するための目標値

項目	現在値 (平成 30 年度)	目標値
1. 人権施策全般について		
(ア) 人権啓発・教育		
人権施策推進事業の参加者数	13,274 人	15,000 人
(イ) 相談、支援体制		
相談先の周知	各啓発イベント時に啓発冊子の配布	 Up
2. 分野別施策について		
(ア) 同和問題（部落差別）		
市民一人ひとりが取り組むべき問題であるという認識	53.1%	100%
(イ) 女性		
本市の審議会での女性委員の占める割合	29.4%	40%
(ウ) 子ども		
子育てに関する相談と支援体制の充実	家庭児童相談 女性相談 保健師相談 教育相談	相談機関の連携を強化し、適切な支援につなぐ
(エ) 高齢者		
長年親しんだ地域で暮らし続けたいと思う割合	74.7%	100%
(オ) 障害のある人		
障害のある人の問題は、自分たちの身近な問題であるという認識	91.4%	100%
(カ) 外国人		
外国人であるという理由で、賃貸マンションを貸すことを拒否するのは、家主の自由だという認識	44.1%	0%

